資料　2

公立大学法人首都大学東京中期計画

（変更案）

平成２０年2月

公立大学法人首都大学東京

―目 次―

中期計画の基本的な考え方 ……………………………………………1

Ⅰ　中期計画の期間及び法人の組織 ……………………………………3
　1　中期計画の期間 ……………………………………………………3
　2　法人の組織 …………………………………………………………3

Ⅱ　首都大学東京に関する目標を達成するためにとるべき措置 ………………4
　1　教育に関する目標を達成するための措置……………………………4
　2　研究に関する目標を達成するための措置……………………………10
　3　社会貢献に関する目標を達成するための措置………………………11

Ⅲ　産業技術大学院大学に関する目標を達成するためにとるべき措置…………13
　1　教育に関する目標を達成するための措置……………………………13
　2　研究に関する目標を達成するための措置……………………………14
　3　社会貢献に関する目標を達成するための措置………………………14

Ⅳ　都立産業技術高等専門学校に関する目標を達成するためにとるべき措置……15
　1　教育に関する目標を達成するための措置……………………………15
　2　研究に関する目標を達成するための措置……………………………16
　3　社会貢献に関する目標を達成するための措置………………………16

Ⅴ　東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立保健科学大学、
　東京都立短期大学に関する目標を達成するためにとるべき措置……………18
　1　教育に関する目標を達成するための措置……………………………18

Ⅵ　東京都立工業高等専門学校及び東京都立航空工業高等専門学校に関する
　目標を達成するためにとるべき措置……………………………………19
　1　教育に関する目標を達成するための措置……………………………19

Ⅶ　法人運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置……………20
　1　業務運営の改善に関する目標を達成するための措置…………………20
　2　教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置……………20
　3　人事の適正化に関する目標を達成するための措置……………………21
　4　事務等の効率化に関する目標を達成するための措置…………………21

Ⅷ　財務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置……………22
　1　外部資金等の増加に関する目標を達成するための措置………………22
　2　授業料等学生納付金に関する目標を達成するための措置………………22
　3　オープンユニバーシティの事業収支に関する目標を達成するための措置…22
　4　経費の抑制に関する目標を達成するための措置………………………22
　5　資産の管理運用に関する目標を達成するための措置…………………23
　6　剰余金の適切な活用による戦略的な事業展開に関する目標を
　　達成するための措置……………………………………………………24

Ⅸ　自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を
　達成するためにとるべき措置･･25

Ⅹ　その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置･･･････････26
　1　社会貢献に関する目標を達成するための措置･････････････････････････26
　2　広報活動の積極的展開に関する目標を達成するための措置･･･････････････26
　3　情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置････････････････････27
　4　施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置･････････････27
　5　安全管理に関する目標を達成するための措置･･･････････････････････････28
　6　社会的責任に関する目標を達成するための措置･････････････････････････28

ⅩⅠ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画･･････････････29

ⅩⅡ　短期借入金の限度額･･･29

ⅩⅢ　剰余金の使途･･29

ⅩⅣ　施設及び設備に関する計画･･29

（別 紙）予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画････････････30

〔別 表〕法人の組織 ･･･33

中期計画の基本的な考え方

本中期計画期間を公立大学法人首都大学東京（以下「法人」という。）の立ち上げの時期と位置づけ、「『大都市における人間社会の理想像の追求』を使命とし、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究するとともに、教育研究機関や産業界等との連携を通じて、大都市に立脚した教育研究の成果をあげ、豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成し、人間社会の向上･発展に寄与する」ことを建学の精神とし､時代や社会状況の変化に的確に対応し､その実現に向け､大学改革を推進していく。

この考え方に基づき、平成１７年４月、法人設立と同時に開学した首都大学東京に加え、平成１８年４月に産業技術大学院大学を開学した。さらに、平成２０年４月には、東京都から東京都立産業技術高等専門学校の移管を受ける。

各大学･高等専門学校は､中期目標に示されているそれぞれの基本的な目標を達成するため､学長・校長のリーダーシップの下、自律的かつ弾力的に特色ある教育研究・社会貢献を推進すると同時に、相互に様々な連携を図り、同一法人のもとにあるメリットを活かしていく。

そのため法人は、以下の考え方に基づき、中期計画を策定する。

１　教育研究

○次世代を担う人材を育成するため、教育や学生支援を充実させ、その人にしか持ちえないような能力、創造力を引き出していく。
○特色ある教育内容を積極的に実施し、その成果を外部へ発信していく。
○法人の使命に対応した研究に学術の体系に沿った研究を有機的に結合させて推進し、成果を出し、大学及び高等専門学校の存在意義を社会に示す。
○東京に集積する、研究機関、文化施設、産業、メディアなど、様々な人的・物的資源を活用し、大学及び高等専門学校を超えた取組を積極的に進める。
○法人としての重点研究分野の設定や研究費の効果的な配分などにより、意欲ある教員を励まし、研究活動を活性化させていく。
○法人の使命を実現するため、都市にかかわる広い教養と深い専門の学術の教育研究を進める。
○東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立保健科学大学及び東京都立短期大学（以下、「４大学」という。）及び東京都立工業高等専門学校、東京都立航空工業高等専門学校（以下、「２高専」という。）の在学生に対し、教育責任を果たす。

２　社会貢献

○企業や研究機関とのネットワーク作りを積極的に進め、産学公連携を推進する。
○都政との連携を図り、大学及び高等専門学校の教育研究成果を活かした取組を通じ、都政や社会に貢献する。
○生涯学習や継続学習などの社会ニーズに応え、大学及び高等専門学校に蓄積された教育研究の成果を都民へ還元する。

３　法人運営

○法人運営に経営の視点を導入し、効率化による経費節減を図る一方、自己収入の増加にも努める。また、中長期的な視点に立ち、経営努力により確保した財源を活用し、教育研究を戦略的に展開していく。
○業績が適切に評価され、教育研究の活性化に結びつくインセンティブを与える人事制度を確立する。
○自己点検・評価や第三者評価の結果を踏まえ、不断の業務改善に取り組む。

4　その他

〇中期計画策定にあたっては、数値目標や達成年度目標を定めるなど、できる限り具体的な計画とする。本中期計画に基づき作成する年度計画においては、達成状況の確認ができる指標をできる限り定めることとする。

〇本中期計画を教育研究審議会や経営審議会の審議を経て決定する業務運営の基本方針とする。

〇法人の使命を実現していくため、これまで大学及び高等専門学校が培ってきた教育研究の成果や様々な資源を連携させ、その活用を図る。

Ⅰ　中期計画の期間及び法人の組織

１　中期計画の期間

平成１７年４月１日から平成２３年３月３１日までの６年間とする。

２　法人の組織

別表のとおりとする。

Ⅱ　首都大学東京に関する目標を達成するためにとるべき措置

１　教育に関する目標を達成するための措置

（１）教育の内容等に関する取組み

【入学者選抜】

○学部の入学者選抜
・首都大学東京（以下、「大学」という。）の基本理念を踏まえた全学的アドミッション・ポリシーを策定し、速やかに公表するとともに、それに基づいた特色ある入学者選抜を実施する。
・あわせて学部ごとの教育研究の使命に基づき、学部ごとに、募集単位ごとにアドミッション・ポリシーを策定する。
・大学や学部のアドミッション・ポリシーに応じて、大学入学後の学修に必要な水準の基礎学力を備えた志願者を選抜するよう配慮しつつ、志願者の持っている能力・資質をきめ細かに評価できる多様な入学者選抜の実施に取り組む。
・入試委員会において、応募状況をはじめ、入学者選抜方法と入学後の成績との相関関係等について多角的な調査を行い、それに基づき必要な見直しを行う。

○大学院の入学者選抜
・専門分野への適性や意欲を持つ優れた学生を確保する。
・平成１８年度に実施する研究科の再編を踏まえ、入学者選抜について、全学的な方針を定めるほか、各研究科の特性に応じた工夫を行う。

○入試広報
・効果的な入試広報の充実を図るため、教員と事務職員の連携を強化し、以下の取組みなどを実施する。
①オープンキャンパスや大学説明会の工夫
②ホームページの充実
③高大連携の一環としてのサマーキャンパスの拡大
④進学ガイダンスへの積極的参加
⑤入学者出身校をはじめとした高校訪問の実施

○高専との連携
・東京都立産業技術高等専門学校、東京都立工業高等専門学校及び東京都立航空工業高等専門学校と連携し、専門分野への適性や意欲を持つ優れた高等専門学校学生を受け入れるための仕組みを整備するなど一層の連携体制を確保する。

【教育課程・教育方法】

～学部教育における取組み～

○大学の基本理念を実現するため、下記の取組みを行う。

①単位バンクシステムの導入
「単位バンクシステム」は、①学生の履修選択の幅を広げるため、学外の教育資源の積極的

な活用を図る機能、②学生の将来像に合わせ、カリキュラム設計を支援する機能、③学生の希望や社会のニーズを踏まえ教育課程の編成方針を検討する機能、を合わせ持ち、総合的に大学の教育改善を推進する。

（ア）運営組織の整備

単位バンクシステムは、大学の教育システムの柱として、学長の強いリーダーシップの下、その充実・発展を図る必要があることから、平成１７年度に学長室を中心に、①学位設計委員会、②科目登録委員会、③学修カウンセラー、により構成される「単位バンク推進組織」を設ける。また、これらの円滑な活動を支えるため、学長室に「単位バンク推進担当」を置く。

（イ）登録科目の拡大

学生のキャリア形成に応じた履修選択の幅を広げるため、学外の教育資源の科目登録に取り組む。

・単位バンクシステムを平成１７年度から開始する。平成１７年度は、大学の全ての学部科目を科目登録し、授業科目の内容を公開するほか、単位互換など既存の制度を活用し、他大学の授業科目等の認定を行う。また、大学院の科目について、導入に向けた検討を行う。
・平成１８年度以降、既存の制度を活用し、学内外の教育資源の活用に取り組み、大学間での連携を推進した上で、現行法制度上の制約条件緩和に向けて、国に働きかけていく。

（ウ）運営のための環境整備

単位バンクシステムを運営していくために、必要となる以下の基本条件を段階的に整備する。

・カリキュラム設計を支援する情報システムの整備
・将来像と授業科目により得られる知識・能力を結びつけたモデル（表現は今後検討）の作成
・科目登録に必要な授業評価の実施

②基礎ゼミナールの導入

・大都市で活躍するために必要な課題発見・解決能力を養成する。
・ゼミでの発表を通じてプレゼンテーション能力の向上を目指す。
・学部混合型の学生構成が豊かな人間関係の形成につながるよう努める。
・少人数ゼミの特色を生かし、担当教員との密接な対話を通して、問題や課題を探求する力、コミュニケーション能力、ディベート能力を高めさせる。

③都市教養プログラムの導入

・都市にまつわる４つのテーマ（「文化・芸術・歴史」「グローバル化・環境」「人間・情報」「産業・社会」）に沿って学際的、総合的に学ぶことにより、大都市に関連する様々な課題に取り組み、解決する人材を育成する。
・本プログラムの目的を十分に達成するために、科目の配置や内容を常に検証し充実に努める。

④実践的英語教育の導入

・英語教育を通じて国際的に活躍できる基礎的能力を養成する。
・英語による基本的・実践的なコミュニケーション能力を高めていくために、英語の４つの力（「話す」「聞く」「書く」「読む」）に立脚した総合的な英語力を養成する。
・ネイティブの講師を効果的に活用して実践的な英語力を養成する。
・社会に対して卒業生の英語能力が客観的に立証できるよう、指標の設定等、制度構築し、これに基づき評価される卒業生の英語能力を向上させる。

⑤課題解決型情報教育の導入

・パソコン等の活用能力だけでなく、探究的な学び合いの中から、ものごとを正しく認識し、課題を発見し解決する能力を養成する。
・ＩＴをツールとして活用し具体的な課題を解決することにチャレンジさせる。
・ＩＴを活用した基礎的な情報収集・情報発信のリテラシーの育成を通じて、情報整理・解析能力やプレゼンテーション能力を高めていく。

⑥体験型インターンシップの導入

・就職前の就業体験としてだけではなく、実社会とのつながりをテーマにした教養教育の一環として、様々な課題を抱える大都市の現場を体験させることにより課題発見・解決能力を養成する。
・東京が抱える多様・広範な実務や実態に直接触れ、その現状に対する認識を深める。
・都庁及び都の外郭団体をはじめとして、目的にふさわしい新たな実習先の開拓を行う。
・早期に全学生の実習が実現できるよう、実習先の確保を進める。

○専門教育の充実

次の点について全学的な方針を定めた上で、その方針に基づき、学部・学科・系・コースごとに具体化を図る。

① 育成する人間像
② ①に基づく教育方法及び実施計画
③ 専門的な知識の習得能力・洞察力・探求力の育成向上のための専門科目の構成・内容等の点検

○分散型キャンパスへの対応

分散型キャンパスに適切に対応するため、学生の学習状況や学年進行にあわせて、対応を検討し、実施する。

○教育実施体制の整備

効果的に教育成果をあげられるように、教育学習環境の充実に努める。

～大学院教育における取組み～

○研究科の再編

大学院では、平成１８年度に行う研究科の再編成において、新大学院設置の理念及び研究科ごとの特性を十分踏まえ、研究科・専攻・教育課程ごとに、育成する人材像・主な進路、各課程の趣旨・目的に照らし、課程修了までのプロセスを明確にし、体系的な知識の修得と専門分野の研究技法、技術の修得とのバランスの取れた教育課程編成に取り組むとともに、特色ある教育プログラムを実施する。

○高度専門職業人の養成

研究科の専門分野の特性や社会のニーズを踏まえ、高度専門職業人の養成を行う。

○大学院における社会人のリカレント教育

社会人向けのコースの設定、夜間開講の実施など、社会人のリカレント教育ニーズに応えるための制度を導入する。

【教育の質の評価・改善】

○多面的検証、評価とその活用

ファカルティ・ディベロップメント、自己点検・評価、第三者評価の結果を教育現場にフィードバックし、教育の質の向上に結びつける。

○ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）の実施

・各学部、基礎教育センター等から選出された委員で構成するＦＤ委員会を設置し、効果的・効率的なＦＤを行う。

・学生の声を受け止める仕組みを構築し、学生による評価を授業の改善に反映させる。さらに、ピアレビュー（同僚評価）について研修会などを行いながら、実施について検討する。

・特定の分野で試行を行ったうえで、改善を加えながら全学に広げていく。

○自己点検・評価（教育研究分野）の実施

・各学部、基礎教育センター等から選出された委員で構成する自己点検・評価委員会を設置し、毎年度、自己点検・評価を行う。

・自己点検・評価結果はホームページ（ＨＰ）などで学内外に公表するとともに、上記委員会及び教育研究審議会で改善策を検討し、教育現場に反映させる。

○第三者評価の実施

・認証評価機関による第三者評価を受け、その結果がすみやかに教育の改善に結びつけられるような学内体制の整備を図る。

・平成１７年度入学者が卒業した後の平成２２年度までに第三者評価を実施する。

○成績評価基準の作成

・全学共通の成績評価基準を作成し、それに基づく成績評価分析を行う。

・学生からの成績評価に関する問い合わせに対する、正確性と公平性を担保するための対応措置を検討し、講ずる。

○情報の公表

・授業科目については、全ての科目の内容を科目登録委員会で定めた基準に基づき、ＨＰ上で公開する。

・成績評価基準、成績評価分析及び自己点検評価結果等、教育に関わる情報についてはＨＰなどを活用して積極的に公表する。

（２）学生支援に関する取組み

○学生サポートセンターの設置

・学生支援に関する企画・調整を行うとともに、学生の相談、申請等にワンストップで応えることを目的に、学生サポートセンターを設置する。

・学生に対する支援をサービスとして明確に位置づけ、学生ニーズを的確に把握しながらその質の向上に取り組む。

・すべての学生が有意義な学生生活を円滑に送るとともに、進路を主体的に決定できるよう、教員と学生サポートセンター、基礎教育センターが密接に連携をして指導・支援を行う。目標設定に悩む学生に対しては、履修相談・就職相談・適応相談・教員のオフィスアワーなどによるきめ細かな指導・支援を行う。

【学修に関する支援】

○履修相談体制の整備

・学生が自ら描く将来像に向かい目的意識を持って大学生活を送ることができるよう、望ましい履修や進路選択をアドバイスする「学修カウンセラー」を設置する。

・専門領域に関する相談に対応するために、学部教員の相談体制も強化する。

・各窓口・教員・学修カウンセラーは基礎教育センターとも連携を進め、きめ細かな指導・支援を行う。

・各学部等は、教員のオフィスアワーを設けるなど、学修に関するきめ細かな指導・支援を行う。

○図書情報センターにおける学修支援

・図書情報センターを設置し、以下の取組みを行う。

・全学の協力のもとに教育研究用書籍及び雑誌、電子ジャーナル、オンラインデータベース等の効果的かつ効率的な整備を行う。

・書籍・資料について、蔵書点検を定期的に実施するなど、良好な保全・管理状態を保持する。学術的に貴重な書籍・資料については、特に良好な保全・管理を行う。

・職員の資質の向上を図り、図書情報センター全体のレファレンス機能を高める。

・膨大な学術情報資源を学生が適切かつ有効に活用できるよう、利用者教育を実施する。

・他の図書館との連携を進め、学術情報のさらなる充実に努める。

・利用者のニーズを的確に把握・分析し、それをもとに業務の見直しを行い、図書情報センターの機能を向上させる。

【学生生活支援】

・奨学金に関する情報提供や手続き、アルバイト情報等の紹介、健康診断、医務室での健康相談等を実施し、生活面からも学生をきめ細かく支援する。

・大学行事やサークル活動等人間形成に資する学生の自主的な諸活動を積極的に支援していく。

・優秀な学生を確保するとともに、入学後の学習意欲を高めることを狙いとして、成績が特に優秀な学生に対する授業料減免制度の導入を検討する。平成１７年度に制度構築を行い、早期に実施していく。

【就職支援】

・就職に関する情報収集、情報提供、相談などのサービス提供を一元的に行うとともに、卒業後の進路について１００%把握を行う。

・学生一人ひとりの能力、適性、資格、免許等に十分に配慮したきめ細かな支援を行うため、就職カウンセラーや就職相談員と各学部・研究科との協力体制を強化する。

・学部卒業生の就職・進学率１００%をめざす。

・教員、学修カウンセラーと連携・協力することにより、キャリア形成と就職支援が一体的に機能するような体制を整備する。

・the　Tokyo　U-club、同窓会との連携を図りながら、全学的な就職支援体制を整備する。

・卒業生に対して一定期間の追跡調査を行い、就業状況等を把握する仕組みの整備を図る。そこから得られるデータを活用し、就職支援の質の向上に努める。

【留学支援】

・海外への留学を希望する学生に対し、事前相談、情報提供などきめ細かな支援を行う。

・平成１７年度中に、留学生・留学委員会において、海外への留学を希望する学生に対する支援方針や支援計画を定め、これに基づく着実な事業の推進を図る。

・国際交流委員会を中心として交流協定校との交流内容等を検討し、大学の国際的評価を高めるとともに、留学生が自らの目的に合った成果を得られるよう努める。

・定期的な追跡調査等により、留学生帰国後も留学先との実質的な交流が継続・発展するよう努める。

【外国人留学生支援】

・国際交流会館の活用（会館の会議室の利用やさまざまなプログラム提供など）、チューター制度の実施、住居斡旋、外国人留学生相談など学習、生活両面に関するきめ細かな支援を行う。

・外国人留学生のニーズを的確に把握し、支援の質の向上に取り組む。

・外国人留学生への日本語学習支援・日本事情教育を実施する。

・帰国後も様々な形での交流が継続するよう、留学生ネットワークの構築、強化に努める。

・平成１７年度中に、留学生・留学委員会において、外国人留学生に対する支援方針や支援計画を定め、これに基づく着実な事業の推進を図る。

【適応相談】

・大学生活で生じるさまざまな悩みや、対人関係・性格・心理適応上の問題などに対して、学生相談室において、専門の心理カウンセラーが個別カウンセリングを実施する。特に、精神的に不安定な学生については、指導教員や学内諸機関と連携を図り、きめ細かい対応を図る。

・学生相談室では、学生の人間的成長を促進する観点から、能力開発のためのカウンセリングや心の健康増進教育等も実施する。

・全キャンパスにおける適応相談の新たな仕組みの実施に向け、平成１７年度に内容・件数等を調査するとともに検討を進め、平成１８年度以降順次実施する。

【支援の検証】

○定期的かつ継続的な検証

・各種支援に対する学生へのアンケートをはじめ、必要に応じて追跡調査も行いながら、支援内容を検証し、改善を行う。

２　研究に関する目標を達成するための措置

（１）研究の内容等に関する取組み

○研究の方向性
・教員一人ひとりが、中期計画期間中に確実な成果を実現することを目指し、それぞれの専門分野における研究を推進する。その際、大学の使命及び学術の体系化の双方を意識する。
・大都市の課題解決に資するため、先端的、学際的研究に取り組むとともに、長期的視野に立脚した課題に取り組む。
・東京都の試験研究機関や他大学などとの共同研究・共同プロジェクトを推進し、大都市の諸問題の解決に貢献する。
・平成１７年度中に、教育研究審議会や経営・教学戦略委員会において、重点研究分野の検討、設定を行う。

○海外の研究機関との連携
・海外の大学や試験研究機関と連携し、アジアをはじめとする世界の都市問題の解決に貢献する。

○研究成果の社会への還元
・学術論文の発表、学会活動、オープンユニバーシティでの講座の提供等により、研究成果を幅広く社会へ発信するように努める。
・産業界や東京都をはじめとする自治体等との連携を積極的に進め、研究成果を広く社会に還元していく。

○研究成果の評価
・研究目標を明確にしたうえで、研究成果について、研究分野に応じた適切な評価ができる制度を構築する。

（２）研究実施体制等の整備に関する取組み

○研究環境の支援
・設定された重点研究分野の研究に対して弾力的な人事配置など、研究環境の支援を行う。

○研究者の相互交流
・国内外の大学、研究機関等との間で、研究者の相互交流を行う。

○研究費の配分
・基本研究費のほかに、研究活動の活性化を図るため、競争的な資金配分など、教員のインセンティブが高まるように、研究費を配分する。

○外部資金等の獲得
・企業等からの外部資金や、科学研究費補助金、その他の国の競争的資金を積極的に獲得するために、体制を整えるとともに、その活用を進める。
・全ての教員が積極的に外部資金獲得に努める。

３　社会貢献に関する目標を達成するための措置

（１）産学公連携に関する取組み

〇産学公連携の強力な推進
・技術相談等を通して企業ニーズ等の把握に努め、受託研究・共同研究等を充実し、平成１９年度までに年間２５０件を達成するとともに、さらなる拡大を図る。

〇産学公連携の共同研究等を推進する方策
・外部資金研究費申請の支援や研究成果の知的財産化、技術移転を支援するモデル事業など、産業振興を促すため産学公連携センターで戦略的に実施する事業をリーディング・プロジェクトとして位置づけ、大学全体の研究推進に取り組む。

（２）都政との連携に関する取組み

〇都との連携事業の推進
　都政の課題解決や施策展開に積極的に参画することで、都政のシンクタンクとしての機能を発揮するとともに、大学の教育研究のより一層の活性化を図る。
　このため、都に対して、都政の課題に対する提言を積極的に行い、都政のシンクタンクとしての役割を果たすとともに、以下のような取組を通じ、都政や社会に貢献する。

・都の施策展開を支える調査・研究の実施
・各局の研修の中で大学の専門性を活かすことのできる研修プログラムの提案・提供
・都政・社会の要請に対応した教育・研究プログラムの開発
・関係審議会・協議会への参加

　平成１７年度においては、都の重点事業として大学に課された事業を着実に実施するとともに、平成１８年度に向け、これらの事業の新たな展開の方針を定め、都の施策への反映に努める。

〇都の試験研究機関や博物館・美術館などとの連携
・オープンユニバーシティにおいて、魅力ある講座を提供する。
・大学と試験研究機関や文化施設、福祉医療施設等と共同研究・共同事業を行う。
・それぞれの機関の職員と大学の学生及び教員の交流を推進する。

（３）都民への知の還元に関する取組み

〇生涯学習、継続学習のニーズへの対応（オープンユニバーシティ）
・オープンユニバーシティを設置する。
・東京区政会館や各キャンパスにおいて、広く都民を対象にした教養講座や社会人などを対象にしたキャリアアップ・リカレントを目的とした講座を、全学体制の下、平成１７年度は１５０講座程度開設し、平成１８年度以降順次拡大していく。
・平成１８年度は一般向け教養講座やキャリアアップ・リカレント講座を充実させた上に、産学連携講座、自治体等への研修支援講座を実施する。
・平成１９年度以降は、それらに加えて学位取得などを目的としたプログラム等の検討・実施に努める。

○日本語教育講座等の開設（オープンユニバーシティ）
・日本語学習支援・日本事情教育などを実施し、日本語教育に関する体制を整備・充実させる。
・また、より効果的な日本語教育に関する講座を実施するために、マルチメディアなどを利用した日本語遠隔教育システムの開発を検討する。

○オープンユニバーシティの都心展開
・首都大学東京の生涯学習の拠点として、より多くの都民等に教育研究成果を還元するため、都民等が通所しやすい飯田橋キャンパス（東京区政会館）を中心に講座を展開する。

○オープンユニバーシティの講座の定期的な改善･見直し
・受講者アンケートなどに基づき、ニーズの把握や内容の工夫を図る。
・応募者が一定の基準に満たない講座については、アンケート等を参考に、次期はより参加者の見込める講座を企画・実施するなど、都民・受講者ニーズの観点から定期的な改善・見直しを図る。

○一般開放・学術情報の発信（図書情報センター）
・大学が所蔵する豊富な学術情報を都民に還元するため、図書情報センターの本館を中心とした一般開放を平成１７年度中に実現するよう諸条件の整備に努める。
・研究成果情報、学術情報などの電子化を推進し、社会に広く発信するよう努める。

III　産業技術大学院大学に関する目標を達成するためにとるべき措置

平成１８年４月に産業技術研究科情報アーキテクチャ専攻を設置し、平成２０年４月に創造技術専攻（仮称）を設置し、一研究科二専攻とする。

１　教育に関する目標を達成するための措置

（１）教育の内容等に関する取組み

○専門的知識を有する学生の確保
・年複数回の入学者選抜試験の実施やＡＯ入試等の多様な選抜方法の実施により、社会人、学部卒業生及び高専専攻科卒業生等から、専門的知識を有する学生を確保する。

○実践型教育の推進
・現場で必要とされるＩＴ分野や創造技術分野の高度で専門的な理論や知識について、徹底した教育を行う。
・業務遂行能力（コンピテンシー）を養成するため、実務体験型学習であるＰＢＬ（Project Based Learning）教育を導入する。

○継続的な教育の質の向上
・自己点検評価を毎年度実施し、継続的な教育の見直しを行う。
・運営諮問会議（仮称）を通じて産業界の意見を教育内容に積極的に取り入れるとともに、客観的な評価指標の作成を目指す。

（２）教育実施体制等の整備に関する取組み

○運営諮問会議（仮称）の設置
・産業界のニーズを把握し、迅速かつ柔軟に教育に反映させるため、産業界の代表者を中心に構成する運営諮問会議（仮称）を設置する。

○企業や他大学との連携
・運営諮問会議（仮称）を通じて、企業との連携を深め、最新技術に対応した教材の開発を進める。
・首都大学東京をはじめ、他大学との教育研究資源の相互活用など、教育研究の連携を強化する。

○最新技術の動向に対応する実務家教員の確保
・高度専門技術を実務において習得し発揮してきた職業人で、かつ産業活性化への強い意欲と高い能力を持つ実務家教員の確保に努める。
・外部招聘人事などを視野に、多様な人材の活用を図る。

○東京都立産業技術高等専門学校との連携
・一定数の学生が、産業技術高等専門学校（専攻科）から大学院に進学できる制度を構築する。

（３）学生支援に関する取組み

○学習環境の整備
・自習室の整備など、学生の利便性に配慮しつつ、学習環境の充実に努める。

○柔軟な学習時間の設定と学習支援

・社会人が学習しやすい講義時間帯を設定する。
・学生の履修選択の幅を広げるため、科目履修を短期間で可能とするクォーター制を導入する。
・学生サポートセンターを活用して、就職支援、適応相談などを行う。

2　研究に関する目標を達成するための措置

（1）研究の内容等に関する取組み

○ＩＴ及び創造技術分野における研究の推進と付加価値の創造

・ＩＴ及び創造技術の分野の教育に適したプロジェクト素材の開発に努め、実践的な教育研究を推進する。
・研究成果から新たな付加価値を創造し、商品化に結びつける創造技術分野の研究を推進する。

（2）研究実施体制等の整備に関する取組み

○現場ニーズと最新技術の反映

・運営諮問会議（仮称）を活用して、産業界のニーズ・最新技術・経営動向を研究内容に的確に反映する仕組みを構築する。
・オープンインスティテュートを開設し、講座等の提供、共同研究や共同事業を行うなど、研究者と実務家の交流を通じ、現実的かつ高度な研究実施体制を整備する。

○産学公連携センター等との連携体制の構築

・産学公連携センターを通じて、企業、大学、試験研究機関等とのネットワークを構築し都のシンクタンク機能の一翼を担う。
・首都大学東京大学院や東京都の産業振興部門との密接な協力連携体制を構築する。

3　社会貢献に関する目標を達成するための措置

（1）中小企業活性化に関する取組み

・実践的な研究教育を実施し、ＩＴ分野や創造技術分野で即戦力となる高度専門技術者を輩出することで、中小企業の活性化に貢献する。
・研究成果を都の産業施策等に積極的に結びつけ、またオープンインスティテュートを通じて共同研究や共同事業を進め、都内中小企業の活性化に貢献する。

（2）都民への知の還元に関する取組み

オープンインスティテュートを設置し、幅広く企業ニーズや技術革新に適時的確に対応する講座等を提供するとともに、共同研究や共同事業を推進する。

Ⅳ　都立産業技術高等専門学校に関する目標を達成するためにとるべき措置

１　教育に関する目標を達成するための措置

（１）教育の内容等に関する取組み

①実践的技術者の育成

〈本科〉

・実践的技術者の育成のため、ものづくり教育を重視する。そのため、本科においては、実験・実習時間を総単位数の３割以上にする。

・本科のインターンシップは、製造現場などで体験学習することにより課題発見・解決能力の向上を目指す。また、受入先の確保等を図り学生全員が履修できるようにする。

〈専攻科〉

・専攻科インターンシップは、製造現場での環境に調和したものづくり技術の学修を通じた、実践的な技術開発力の育成を目的とし、全学生必修とする。

②東京工学の推進

・大都市東京が抱える環境問題、エネルギー問題等に積極的に対応するため、「東京工学」関連科目の拡充を図っていく。

③９年間一貫のものづくり教育

・東京都立産業技術高等専門学校の本科・専攻科と産業技術大学院大学との接続したカリキュラムを検討していく。

④教育システムの継続的な改善

・教育内容の充実と改善を図るため、自己点検・評価に対する外部評価結果を教育内容の改善に反映する仕組みを構築する。

・卒業生の就職先企業に対する聴き取り調査やアンケート等を行い、教育の効果を検証し、継続的に教育内容の改善につなげていく。

・学生による授業評価を行い、継続的な教育内容の改善を行っていく。

（２）教育実施体制等の整備に関する取組み

①産業界と連携した実践教育

・工業製品の製造などのものづくり技術を学修するため、産業界と連携してインターンシップ等の実践教育を行う。

・企業経営者などを講師として招聘し、より実践的で適応性のある実験実習や教育研究を行う。

・起業家精神や経営的センスを学ぶためのプログラムを実施する。

②入学者選抜

・東京の国際競争力を高め、活発な産業社会の持続に貢献する人材を育成するため、推薦入試を行う。

・本科、専攻科とも、入学志願者の住所要件を緩和し、入学の門戸を広げる。

③複線的教育システムの確立

・平成２３年度の新入生募集から本科・専攻科の規模を拡充し、東京の産業の中で重要な位置を占めるものづくり産業を担う、多様なレベルの人材を育成する。

・都立の工業高等学校からの４年次編入枠を設定するなど、複線的教育システムを確立する。

（３）学生支援に関する取組み

〈学修支援〉

①きめ細かい履修指導

・きめ細かい履修指導を行うため、教員相互が連携したオフィスアワーや教育コースを横断した学年ごとの教員連携指導体制を検討する。

②図書館の充実

・電子ジャーナルの整備や図書館資料の充実を図り、学生の学修環境を整備する。

〈学生生活支援〉

①学生生活、就職、進学等の相談体制の整備

・学生生活適応、キャリア設計、進学相談等の学生支援を行うため、カウンセラーの配置など学生サポート体制を構築する。

②奨学金情報の提供

・経済的理由等により、学修を続けることが困難な者に対して、奨学金制度等の情報提供を行っていく。

③授業料減免制度

・授業料減免制度については、経済的理由により授業料の納付が極めて困難な学生に対するものだけでなく、成績が特に優秀な学生に対する減免制度の導入も含めた総合的な検討を行う。

２　研究に関する目標を達成するための措置

（１）研究の内容等に関する取組み

①ものづくりスペシャリストの育成に資する教育研究

・首都東京の産業振興や課題解決に貢献するものづくりスペシャリストの育成に資する教育研究を行い、研究成果を学生への教育及び地域に還元していく。

②東京工学を基にした実践的な教育研究

・大都市東京が抱える環境問題、エネルギー問題等に積極的に対応するため、東京工学を基にした実践的な教育研究を実施していく。

３　社会貢献に関する目標を達成するための措置

（１）中小企業活性化に関する取組み

①地元中小企業等の活性化

・東京都立産業技術高等専門学校の持つ教育研究資源を電子化し、産学公連携センターのデータベースと接続する。

・地元中小企業を中心とする産業界の技術相談、共同研究のニーズと教育研究資源のマッチングを産学公連携センターのコーディネート機能により実現し、地元中小企業の活性化に取り組んでいく。

・東京都立産業技術高等専門学校の持つ計測機器等の機械類を試験、開発等を目的として、地元中小企業等に開放していく。

（２）都民への知の還元に関する取組み

①オープンカレッジ

・オープンカレッジを実施し、都民の生涯学習のニーズに応え、教育研究の成果を広く社会に還元する。

・ロボット教室など小中学生を対象としたものづくり教育の講座を実施する。

②図書館の一般開放

・東京都立産業技術高等専門学校図書館を一般開放し、都民の生涯学習のニーズに応える。

（３）東京の産業を担う人材育成に関する取組み

①中小企業人材育成と若者の就業支援

・学校が持つ施設設備や人材等を活用して中小企業の若手技術者を対象とした技術の向上のための講座を実施し、企業の人材育成を支援する。

・学校が持つ施設設備や人材等を活用して若者を対象としたものづくり講座を実施し、就業支援機関等との連携を図ることにより若者の就業を支援する。

Ⅴ　東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立保健科学大学、東京都立短期大学に関する目標を達成するためにとるべき措置

１　教育に関する目標を達成するための措置

（１）教育の内容等に関する取組み

・平成２２年度までの間、東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立保健科学大学、東京都立短期大学に在学する学生・院生に対し、履修指導をはじめ、教育課程の保障のための適切な措置を講ずる。

・東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立保健科学大学に在学する学生・院生のうち平成２２年度までに卒業が困難な者については、首都大学東京へ学籍を移し、卒業に必要な教育課程を履修するように措置するなど、個別具体的な状況を踏まえ、適切に対応する。

（２）学生支援に関する取組み

学生サポートセンターにおいて履修相談、就職支援、適応相談など学生支援を行う。

〇履修相談

・履修相談を行い、きめ細かく指導・支援していく。

〇就職支援

・就職に関する情報収集、情報提供、相談などのサービスを一元的に行う。
・就職カウンセラーや就職相談員の支援により、就職に際して学生の希望や能力などが適切に反映できるよう努める。
・the　Tokyo　U-club、同窓会との連携を図りながら、全学的な就職支援体制を整備する。

〇適応相談

・学生相談室において、専門の心理カウンセラーが個別カウンセリングを実施する。

Ⅵ　東京都立工業高等専門学校及び東京都立航空工業高等専門学校に関する目標を達成するためにとるべき措置

１　教育に関する目標を達成するための措置

（１）教育の内容等に関する取組み

①東京都立工業高等専門学校及び東京都立航空工業高等専門学校の学生の教育の保障

・標準的な履修を行った場合に平成２１年度までに卒業できるように、きめ細かな履修指導をはじめ、教育課程の保障のための適切な措置を講ずる。

②平成２１年度までに卒業が困難な者についての教育の保障

・東京都立工業高等専門学校及び東京都立航空工業高等専門学校に在学する学生のうち平成２１年度までに卒業が困難な者について、東京都立産業技術高等専門学校に学籍を移し、卒業に必要な教育課程を履修するように措置するなど、個別具体的な状況を踏まえ、適切に対応する。

（２）学生支援に関する取組み

①学生のための良好な学修環境

・一人ひとりの学生に対し、きめ細かく履修指導を行い、卒業までの教育課程を履修できるように支援していく。

・学生の将来の進路の決定に際し、情報の提供や相談など、学生のニーズにあった就職支援や進路支援を行っていく。

・学生生活に不安等を持つ学生に対し、専門の心理カウンセラーによる個別カウンセリングを実施する。

Ⅶ　法人運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

１　業務運営の改善に関する目標を達成するための措置

○戦略的な法人運営制度の確立
- ・経営企画室を設置するなど法人全体の企画立案機能を強化する。
- ・経営的な視点からの財務分析に基づき戦略的な人員、予算の配分システムを確立する。
- ・各年度の業務実績に対する自己点検・評価や外部評価の結果等を翌年度以降の人員、予算の配分に反映させる。

○効率的な法人組織の整備
- ・教員役職者の兼務、審議組織の一体的運営などにより各大学等の効率的運営を図る。
- ・４大学及び２高専の業務縮小に合わせ、組織・役職の計画的整理を実施する。

○迅速な意思決定の仕組みの構築
- ・理事長、学長、校長、部局長の迅速な意思決定やリーダーシップを補佐する組織として、法人の規程に基づき、専門的な事項を検討・審査する「運営委員会」を設置し、効率的・効果的な意思決定システムを整備する。

○監事による監査の実施
- ・監事による法人業務の監査を実施し、法人運営の不断の見直しを図る。

２　教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

○学部教育における新分野の構築

既存の学問体系にとらわれず社会の要請に対応した新しい教育研究コース構築の検討を積極的に行い、平成１８年度以降の新コース開設へ向けた取組みを進めていく。

① 平成１８年度にシステムデザイン学部にインダストリアルアートコースを開設し、高付加価値製品の開発・次世代産業の振興に不可欠なデザイン、アートの技法の教育を行う。平成２０年度には、同コースの専門課程を開始する。

② 平成１９年度に都市教養学部に都市政策コースを開設する。都市ガバナンスを担う政策アナリストの養成を目指し、「都市」を中心とした学際的・実践的な教育を行う。

③ 観光・ツーリズムコース（仮称）（世界有数の大都市であるとともに豊かな自然をあわせもつ東京の特色をふまえた新しいコース）について、平成１７年度に検討し、平成１９年度に文部科学省への届出を行い、平成２０年度の開設をめざす。

○教育研究組織の定期的な見直しのシステムの確立
- ・教育研究組織に関する定期的な自己点検・評価、外部評価及び第三者評価を実施し、見直しにつなげる。
- ・定期的な評価等に基づき見直しを行い、教育研究に対する社会的要請の変化を捉え、教育研究組織の新設・廃止・改編を行う。

○部局長のリーダーシップの確立

部局長と教授会の関係や部局長を補佐する体制などについて、法人が定める規則等で明文化し、部局長が権限や役割に応じたリーダーシップを発揮できるような体制を整備する。

３　人事の適正化に関する目標を達成するための措置

○中長期的な視点からの人件費管理の実施

・首都大学東京の専任教員定数５３０人、研究員定数１９０人の早期実現に向け、適切な現員管理を行い、人件費総額の節減に努める。

○教員への任期制・年俸制の導入及び業績評価制度の適正な運用

・年功序列的人事を排し、業績に応じた公正な任用給与制度を確立することにより優秀な教員を確保する。平成１７年度から任期制・年俸制を導入するとともに、業績評価制度は平成１８年度の試行の後、平成１９年度に本格実施する。

○戦略的な教員人事の実施

・人事委員会、教員選考委員会を有効に活用して、法人全体の人事の方針や計画に基づく戦略的な教員人事を実施する。

・研究機関等からの任用拡大や外部招聘人事などを積極的に行い、多様な人材の活用を図る。

○教員採用における公平性・透明性の確保

・教員採用については、原則として、公募制により実施し、公平性・透明性の確保を図る。

○勤務時間管理の弾力化

・裁量労働制や兼業・兼職の基準緩和などにより、勤務時間管理の弾力化を図る。

○固有職員等の活用

・業務の内容に応じて、固有職員・人材派遣職員の適切な活用を図る。

・都派遣職員・固有職員・人材派遣職員の職務内容に応じ、適切な役割分担を図り、都派遣職員数の縮減について、業務運営の状況等を勘案しつつ、計画的に進める。

○固有職員の人事給与制度の整備

・優秀な固有職員を確保するため、固有職員の人事給与制度について、平成２０年度導入に向けて、整備を進める。

４　事務等の効率化に関する目標を達成するための措置

○情報ネットワークの整備

・マルチキャンパスにおける業務の一体的な運用を実現し、事務の効率化を図るため、キャンパス間ネットワークを整備する。また、このネットワークを活用して、インターネット回線速度の向上と経費の削減を行う。

○効率的な執行体制に向けた定期的な事務組織の見直し

・首都大学東京・産業技術大学院大学と４大学及び東京都立産業技術高等専門学校と２高専が併存する期間においては、各大学等に係る事務執行の効率化を図るため、学年進行にあわせ、学内事務組織の見直しを行う。

○アウトソーシングの活用

・効率的な業務執行を図るため、業務委託や人材派遣などを積極的に活用する。

Ⅷ　財務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

法人の運営の基本的な財源は、東京都からの運営費交付金と授業料等の学生納付金である。運営費交付金のうち、使途の定めのない標準運営費交付金は毎年２．５％（効率化係数）を削減される方針が示されている。

これに対し、財政運営にあたっては法人化のメリットを最大限に活かし、中長期的な視点に立った効率的な運営を行い、支出を抑制するとともに、外部資金をはじめとする自己収入の増加により、効率化の努力を前倒しで強化する必要がある。

効率化の努力により生み出した剰余金を基金に積立てることにより、標準運営費交付金の削減に対応できる体質を早期に確立するとともに、活用可能な財源を生み出すことにより、法人運営の将来展望を図っていく。

１　外部資金等の増加に関する目標を達成するための措置

〇全学的な外部資金等の獲得

- 企業等からの外部資金獲得額について平成１９年度までに年間１０億円を、科学研究費補助金など国の競争的資金の獲得件数について平成１９年度までに年間３５０件を目指すとともに、２０年度以降は、首都大学東京においては、国・都・区市町村及び企業等からの外部資金獲得について、教員一人当たり年間獲得額を同規模大学の中でトップを目指す。
- 産学公連携センターにおいて、全学的な外部資金等の獲得体制を整備する。
- 外部資金獲得を促進するため、資金を獲得した教員等に対し外部資金獲得に向けたインセンティブを付与する仕組みを整備する。
- 活用可能性が高いと見込まれる知的財産については、特許登録を行い、企業等による積極的な活用を図り、実施料等を確保する。

〇寄附金の獲得

- 教育研究環境の充実のため、寄附金の獲得に向け、外部に積極的に働きかける。
- 寄附金を基金にした奨学金制度の創設も併せて検討する。

２　授業料等学生納付金に関する目標を達成するための措置

〇授業料等学生納付金の適切な料額決定及び確保

- 授業料等の学生納付金は、社会情勢等を考慮し、東京都が認可した上限額の範囲内で、適正な額を設定していく。
- 授業料の減額免除については、優秀な学生の確保や、入学後の学生の学習意欲向上などの視点に立った仕組みの導入を検討する。
- 授業料等の着実な確保のため、口座振替などの収納方法の工夫を図る。

３　オープンユニバーシティの事業収支に関する目標を達成するための措置

- 都民・受講者のニーズの観点から講座の内容・規模等を見直し、事業収支の改善に取り組む。
- 平成１７年度の実績を踏まえ、その後の中期計画期間における収支改善の指標を定める。

４　経費の抑制に関する目標を達成するための措置

〇契約の合理化・集約化等による管理的経費等の節減

- 契約期間の複数年度化や契約の集約化、入札時における競争的環境の確保、共同購入の仕組み

の整備などを通じて、経費を削減する。

○省エネの徹底

・キャンパスごとまたは部局ごとに省エネルギー対策を講じ、光熱水費などの節減に取り組む。

○アウトソーシングの活用

・管理的な業務に関しては、可能な限り、人材派遣職員を活用するとともに、施設管理委託などを進め、管理的経費の削減を図る。

○全学的なコスト管理の仕組み作り

・各部門などにおいて経費削減のインセンティブを与える仕組みの導入を検討する。

○業務改善

・ＩＴ化等の業務改善を推進することにより、法人業務を不断に見直し、経費縮減に取り組む。

5　資産の管理運用に関する目標を達成するための措置

○施設利用の適正化

・学内施設利用の適正化、効率化を推進し、臨時的な業務や学外への貸付などに活用可能なスペースの拡大に取り組む。

○学内施設の貸付等有効活用

・学内施設を有効に活用するため、教育・研究等大学運営に支障のない範囲で積極的に学外への貸付等を実施する。

○適正な施設使用料等の設定

・法人所有施設の使用料については、原則として、受益者の適正な負担、法人の収益確保などの観点から、経費等を勘案して適正な使用料を設定する。

○自己収入の増加

・資産の管理運用による自己収入の増加については、平成１７年度の実績を踏まえ、その後の中期計画期間における指標を定める。

○建物・設備の計画的改修

・大規模な施設（建物や設備）を良好に維持管理するため、計画的な改修を行う。
・大規模施設については、東京都から施設費補助金等の改修財源を適切に確保する。

○知的財産の有効管理・活用

・知的財産については、特許の維持経費にも配慮した効果的な運用を行う。

○効果的な資金運用・資金管理

・法人の安定的な資金運用・資金管理を行うため、平成１７年度に法人独自の「資金管理基準」を作成する。
・資金運用・資金管理においては、安全性、安定性等を考慮し適正に行う。

6　剰余金の適切な活用による戦略的な事業展開に関する目標を達成するための措置

○剰余金の有効活用

・各年度の法人の剰余金のうち、都知事が経営努力等により生じたと認める分については、法人の戦略的な事業展開に活用できる仕組みを構築する。
・経費削減等の努力を行った部門に剰余金の一部を還元するなど、適切なインセンティブを与える仕組みを検討する。
・剰余金を法人としての重点事業に活用する仕組みを作り、その仕組みの中で教職員の意識改革が図れるような活用方法を検討し、実施する。

IX　自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

〇法人の年度計画の策定
・中期計画に基づき、法人は年度計画を策定する。

〇部局の実施方針の策定
・各部局は、法人の中期計画・年度計画を具体化するため、今後定める法人の全体実施方針を踏まえて、部局の実施方針を策定する。

〇自己点検・評価の実施
・中期計画・年度計画に関わる項目を自己点検・評価項目として位置付ける。
・各部局は、毎年度の業務実績について自己点検・評価を実施し、それらを踏まえ、経営審議会の統括のもと、法人の自己点検・評価を実施する。
・教育研究分野の自己点検・評価については、自己点検・評価委員会が中心となって実施する。
・評価に際しては、外部委員などの専門的見地からの意見を反映させる。

〇東京都地方独立行政法人評価委員会による評価
・毎年度の業務実績については、東京都地方独立行政法人評価委員会の評価を受けるものとする。

〇評価結果の活用
・自己点検・評価、東京都地方独立行政法人評価委員会による評価、第三者機関による評価等の結果については、速やかにＨＰなどで学内外へ公表するとともに、事業実施体制や部門内の人員・予算等の配分に反映させるなど、不断の改善につなげる。

〇第三者評価の実施
・平成２２年度までに、第三者機関による評価を実施する。

Ｘ　その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

１　社会貢献に関する目標を達成するための措置

（１）産学公連携に関する取組み

○産学公連携の強力な推進
- 大学等の研究成果と企業ニーズのマッチングを図るため、民間企業等で豊富に経験を持つコーディネーターを配置し事業化を促進する。
- 技術相談等を通して企業ニーズ等の把握に努め、受託研究・共同研究等を充実し、平成１９年度までに年間２５０件を達成するとともに、さらなる拡大を図る。

○学術研究成果の情報提供
- 大学等の研究成果をデータベース化し、企業等に分かりやすい内容で情報提供する。さらに、教員が企業ニーズを把握できるよう、最新の企業ニーズ情報を提供できる環境を整える。

○知的財産の管理・活用
- 特許について、出願にあたり一定の精査を行った上での出願する件数として、平成１９年度までに年間３０件の達成をめざすとともに、その後は良好な研究成果の創出に努める。
- 技術移転の可能性が高い知的財産については、法人財産として適切に管理・運用する。
  さらに、権利化されたものについては、企業等による積極的な活用（技術移転）を行う。
- 企業等への技術移転から得られた収入の一部を発明者に還元するなど、知的財産の活用を促進するインセンティブの仕組みも整備する。

○大学等との連携
- 他大学や研究機関と連携を図り、研究情報の共有化を進める。
- 都と連携し、中小企業と大学等の連携促進に向け積極的なネットワーク構築を進める。

（２）都政との連携の推進に関する取組み

都政の課題解決や施策展開に積極的に参画することで、都政のシンクタンクとしての機能を発揮するとともに、大学等の教育研究のより一層の活性化を図る。

このため、都に対して、都政の課題に対する提言を積極的に行い、都政のシンクタンクとしての役割を果たすとともに、以下のような取組を通じ、都政や社会に貢献する。

- 都の施策展開を支える調査・研究の実施
- 各局の研修の中で大学等の専門性を活かすことのできる研修プログラムの提案・提供
- 都政・社会の要請に対応した教育・研究プログラムの開発
- 関係審議会・協議会への参加

２　広報活動の積極的展開に関する目標を達成するための措置

○広報戦略の策定
- 広報委員会における検討を踏まえ、理事長・学長・校長が総合的見地から法人の広報に関する戦略を策定する。
- 広報に関する戦略に基づき、効果的なメディアを使いながら、広報活動を積極的に行う。
- 費用対効果を検証しつつ、改善に取り組む。

○効果的な入試広報の実施
・入試委員会の中に設置する広報に関する部会での検討を踏まえ、理事長・学長・校長が総合的見地から実施計画を策定する。
・広報に関する実施計画に基づき、教職員が一体となって、広報活動を実施する。
・定期的な検証を行いながら、効果的な入試広報を実施する。

3　情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

（1）情報公開の推進に関する取組み

○自己点検・評価その他の評価結果の公表
・自己点検・評価その他の評価結果は速やかにホームページなどで学内外へ公表する。

○学内情報の公開
・広報刊行物・ホームページなどを活用し、法人・大学・高等専門学校に関する情報発信を積極的に行うなど、受験生・納税者などへの広報活動の充実を図る。
・財務諸表などの法人の経営状況等を示す資料や大学の教育研究活動等に関する資料など、学生、受験生、事業者等の関心の高い資料については、幅広くホームページなどで学内外に公開する。
・大学の教育研究活動等に関するデータベースを整備し、これを公開する。

○情報公開
・東京都情報公開条例に基づき、関係規程を整備し、情報公開請求に適切に対応する。

（2）個人情報の保護に関する取組み

東京都個人情報の保護に関する条例に基づき、関係規程や管理体制を整備し、適正な個人情報保護を行う。

4　施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

○施設の維持・保全計画の策定
・法人所有の施設（建物・設備）を良好に維持管理するため、適切な維持・保全計画を策定する。

○老朽施設の計画的な維持更新
・更新の必要がある老朽施設（建物・設備）については、教育研究環境の確保を図るため、適切な維持更新を計画的に行う。そのため、施設改修計画を策定する。
・計画的な維持更新のための、施設費補助金等の改修財源を適切に確保する。

○既存施設の適正かつ有効な活用
・既存施設については、利用状況を把握し、スペースの有効活用を進める。
・空き施設や休日のキャンパスなど、大学等運営に直接利用していない場合には、外部貸出などの効率的な活用を検討する。
・外部貸出にあたっては、料金収入を施設の維持・管理費に充てることも検討する。

5　安全管理に関する目標を達成するための措置

○全学的な安全衛生管理体制の整備
・全学的な安全衛生管理体制を整備し、教職員や学生に対する安全教育を行う。
・放射線などの危険防止に向け、施設の点検等を徹底し、適切な維持保全を行うとともに、毒劇物等の保管状況の点検などの取組を適切に行う。
・実験廃液や廃棄物の適正処理など、環境保全に十分な配慮を行う。

○災害等に対する危機管理体制の整備
・大規模災害に備え、法人内部の危機管理体制を整備するとともに、地域や関連機関との連携体制を整備する。
・ライフラインや通信連絡手段の確保を図り、大規模災害発生時にも的確に対応できる体制を整備する。

○損害保険の設定
・事故や災害のリスクを踏まえ、法人の財産や人命等に係る損害保険を設定する。

6　社会的責任に関する目標を達成するための措置

（1）環境への配慮に関する取組み

・環境負荷の低減や循環型社会の実現に寄与する活動を推進する。
・廃棄物の適正管理を徹底する。

（2）法人倫理に関する取組み

・セクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメント等を防止するため、全学的な体制を整備し、具体的かつ必要な配慮や措置をとる。
・研究倫理に関する方針を、国の方針などに加え、必要に応じて法人独自にも作成するとともに、研究倫理に関する運営委員会を全学又はキャンパスごとに設置し、体制を整備し、研究に対する倫理的な配慮を確保する。

ＸⅠ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙

ＸⅡ　短期借入金の限度額

１　短期借入金の限度額

４０億円

２　想定される理由

運営費交付金の受入れ遅滞及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に支出をする必要が生じた際に借入することが想定される。

ＸⅢ　剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

ＸⅣ　施設及び設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財　源
南大沢キャンパス中央監視盤など経年劣化が著しく、緊急対応が必要な施設・設備の改修を実施する。	総額　１，６２４百万円	施設費補助金

金額については見込であり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることがある。

（別　紙）予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

１．予算

平成１７年度～平成２２年度　予算

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
収入	
運営費交付金	95,127
施設費補助金	1,624
自己収入	33,999
授業料及入学金検定料収入	32,532
その他収入	1,467
外部資金	7,521
計	138,271
支出	
業務費	128,651
教育研究経費	82,806
管理費	45,845
施設整備費	1,624
外部資金研究費	7,521
自律化推進積立金	475
計	138,271

[人件費の見積り]
中期目標期間中総額　77,422 百万円を支出する。（退職手当は除く）

注）自律化推進積立金は、法人の自律化の促進や不測の事態への対応を目的として積み立てる基金である。

２．収支計画

平成１７年度～平成２２年度　収支計画

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
費用の部	137,113
経常費用	137,113
業務費	118,959
教育研究経費	26,463
受託研究費等	6,989
役員人件費	698
教員人件費	67,917
職員人件費	16,892
一般管理費	14,916
減価償却費	3,238
収入の部	137,588
経常収益	137,588
運営費交付金収益	93,362
授業料収益	27,690
入学金収益	3,355
検定料収益	1,487
受託研究等収益	7,283
その他収益	1,466
資産見返運営費交付金等戻入	888
資産見返物品受贈額戻入	2,057
純利益	475
総利益	475

注）総利益 475 百万円は、法人の自律化の促進や不測の事態への対応を目的として積み立てる、自律化推進積立金相当額である。
なお、中期目標期間終了後に結果として残った場合は、都に返還することとなる。

３．資金計画

平成１７年度～平成２２年度　資金計画

（単位：百万円）

区　　分	金　額
資金支出	138,271
業務活動による支出	133,007
投資活動による支出	4,789
次期中期目標期間への繰越金	475
資金収入	138,271
業務活動による収入	136,647
運営費交付金による収入	95,127
授業料及入学金検定料による収入	32,532
受託研究等収入	7,521
その他の収入	1,467
投資活動による収入	1,624
施設費補助金による収入	1,624
前期中期目標期間よりの繰越金	0

注）次期中期目標期間への繰越金 475 百万円は法人の自律化の促進や不測の事態への対応を目的として積み立てる、自律化推進積立金相当額である。

なお、中期目標期間終了後に結果として残った場合は、都に返還することとなる。

〔別　表〕

１　教育研究組織

（１）　首都大学東京

学部
都市教養学部 　　都市環境学部 　　システムデザイン学部 　　健康福祉学部
大学院
（平成１７年度開設の研究科） 　　人文科学研究科 　　社会科学研究科 　　理学研究科 　　工学研究科 　　都市科学研究科 　　保健科学研究科 （平成１８年度開設の研究科・新課程） 　　人文科学研究科 　　社会科学研究科 　　理工学研究科 　　都市環境科学研究科 　　システムデザイン研究科 　　人間健康科学研究科
基礎教育センター
オープンユニバーシティ
図書情報センター
戦略研究センター

（２）産業技術大学院大学（平成１８年４月開学）

大学院
産業技術研究科
オープンインスティテュート
附属図書館

（３）東京都立産業技術高等専門学校（平成２０年４月移管）

学科
ものづくり工学科
専攻科
創造工学専攻
附属図書館

（４）東京都立大学

学部
人文学部 法学部 経済学部 理学部 工学部
大学院
人文科学研究科 社会科学研究科 理学研究科 工学研究科 都市科学研究科

（５）東京都立科学技術大学

学部
工学部
大学院
工学研究科

（６）東京都立保健科学大学

学部
保健科学部
大学院
保健科学研究科

（７）東京都立短期大学　（平成２０年３月廃止）

学科
文化国際学科 経営情報学科１部 経営情報学科２部 経営システム学科 都市生活学科 健康栄養学科
専攻科
都市生活学専攻 健康栄養学専攻
附属図書館

（８）東京都立工業高等専門学校（平成２０年４月移管）

学科
機械工学科 生産システム工学科 電子情報工学科 電気工学科

（９）東京都立航空工業高等専門学校（平成２０年４月移管）

学科
航空工学科 機械工学科 電子工学科

2　事務組織

経営企画室
企画課 　　財務課
総務部
総務課 　　人事課 　　会計管理課 　　施設課
産学公連携センター
学生サポートセンター
学生課 　　就職課 　　相談課
首都大学東京管理部
庶務課 　　学長室 　　教務課 　　入試課 　　オープンユニバーシティ事務室 　　図書情報センター事務室 　　文系管理課 　　文系学務課 　　理系管理課 　　理系学務課
日野キャンパス管理部
管理課 　　学務課
荒川キャンパス管理部
管理課 　　学務課
産業技術大学院大学管理部
管理課
東京都立産業技術高等専門学校管理部
高専品川キャンパス管理課 　　高専荒川キャンパス管理課

資料　3

公立大学法人首都大学東京役員退職手当規則

平成 17 年法人規則第 20 号

制定　 平成 17 年 4 月 1 日

（目的）

第１条　この規則は、公立大学法人首都大学東京の役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）の退職手当について必要な事項を定めることを目的とする。

（退職手当の支給）

第２条　退職手当は、役員が退職し、又は解任された場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 17 条第２項（同項第１号を除く。）及び第３項の規定に該当し解任された場合には退職手当は支給しない。

２　退職手当は、役員が退職し、又は解任された日から起算して１月以内に支払う。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他次の各号に掲げる特別の事情がある場合は、この限りでない。

(1)　死亡等による予期し得ない退職で、事前に退職手当の支給手続を行うことができなかったため、退職手当の支給手続に相当な時間を要する場合

(2)　債権差押命令等に伴う権利関係の確認及び支給手続に相当な時間を要する場合

(3)　その他退職手当の支給に必要な書類が整わない等、支給手続に支障がある場合

（遺族の範囲及び順位）

第３条　前条第１項に定める遺族の範囲及び順位等については、公立大学法人首都大学東京教職員退職手当規則（平成 17 年法人規則第 33 号。以下「退職手当規則」という。）第４条及び第５条の規定を準用する。

（退職手当の支給額）

第４条　退職し、又は解任された者に対して支給する退職手当の額は、当該職への就任後、退職又は解任の日までに支給された年俸の総額を、次条に定める役員として引き続いた在職期間（当該期間に１月未満の端日数がある場合には、これを切り捨てる。）の月数で除した額に、その者の在職期間１年につき 100 分の 100 の割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、異なる役職の役員に引き続いて在職した場合は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）の年俸の総額を役職別期間の月数で除した額に、役職別期間１年につき 100 分の 100 の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

２　前項の規定により計算した金額が、その者の退職手当算定基礎額に 10 を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該退職手当算定基礎額に 10 を乗じて得た額をもってその者に対して支給する退職手当の額とする。

３　前２項の規定による退職手当の額は、その者の業務実績に応じこれを増額し、又は減

額した額とすることができる。

（勤続期間の計算）

第５条　退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、役員として引き続いた在職期間による。

２　前項の規定による在職期間の計算は、役員となった日の属する月から退職し、又は解任された日の属する月までの月数による。

３　役職別期間がある場合において、役職別期間が同一の月で重複している場合は、端数の少ない在職期間から１月を減じるものとし、端数が同じ場合は後の在職期間から１月減じるものとする。

４　役員が退職した場合において、その者が退職の日またはその翌日に再び役員となったときは、前２項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

５　前４項の規定により計算した在職期間に１年未満の端月数がある場合には、６月以上の端月数はこれを１年とし、６月未満の端月数はこれを切り捨てる。

（退職手当の支給の一時差止め）

第６条　退職手当の支給の一時差止めの取扱については、退職手当規則第 15 条の規定を準用する。

（退職手当の返納）

第７条　退職手当の返納の取扱については、退職手当規則第 16 条の規定を準用する。

（退職手当の特例）

第８条　第５条の第１項に定める在職期間には、都の職員から法人の要請に応じて、引き続いて役員となった者の都の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

２　役員が、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第２条第１項に定める独立行政法人をいう。）、地方公共団体、法人以外の地方独立行政法人又は国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第７条の２第１項に定める公庫等のうち、理事長が指定するもの（以下「国等」という。）のうち当該国等の退職手当（これに相当する給与を含む。以下同じ。）に関する規程において、当該国等に雇用される者（当該国等の退職手当に関する規程において退職手当の支給対象とされている者に限る。）（以下「国家公務員等」という。）が、法人の要請に応じて、引き続いて役員となるために退職し、かつ、引き続いて役員として在職した後引き続いて再び国等の職員となった場合、退職手当を支給しないことに定めているものの国家公務員等に引き続きなったときは、この規則による退職手当は、支給しない。

３　役員のうち、役員となった日以前に東京都の職員（職員の退職手当に関する条例（昭和 31 年東京都条例第 65 号）の適用を受ける者、東京都公営企業の管理者の給料等に関する条例（昭和 45 年東京都条例第 73 号）の適用を受ける者及び東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 28 年東京都条例第 19 号）の適用を受ける者を

いう。）として在職し、同条例の規定により退職手当の支給を受けている者は、この規則による退職手当は、支給しない。

４　役員のうち、東京都の職員から法人の要請に応じて、引き続いて役員となるために退職をし、かつ、引き続いて役員として在職した者が、やむを得ない事由により退職した場合の退職手当の額については、この規則の規定にかかわらず、当該退職の日に東京都の職員に復帰し、東京都の職員として退職した場合における算定方法を勘案して定めることができる。

（口座振替による支払）

第９条　退職手当は、受給者から申出のある場合は、口座振替の方法により支払うことができる。

（施行に関し必要な事項）

第１０条　この規則の実施に関し必要な事項については、教職員の例に準じる。

附　則（平成 17 年法人規則第 20 号）

この規則は、平成 17 年４月１日から施行する。